老人短期入所用居室(ショートステイ)から特別養護 老人ホームへの転換について

これまでの要望を踏まえて、老人短期入所用居室(ショートステイ)の特別養護老人ホームへの転換(以下「転換」という。)に係る要望調査(28年7月実施)を行った結果、次のとおり転換要望がありました。

転換については、老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの 転換基準(平成21年1月1日施行)に基づき、柏市が老人短期入 所サービスの需要に応じられると、判断した場合のみ認めることと するため転換条件(基準第4条)への適否についてご審議願います。

- 1 要望の内容
  - (1)法人名 (社福)豊珠会
  - (2) 施設名 藤心八幡苑ショートステイ
  - (3)転換数 ショートステイ居室 4 人室 1 室(床面積 35.47 ㎡) から特別養護老人ホーム居室 3 人室 1 室への転換を 要望。(特養 4 人室とするには,床面積 42.6 ㎡以上が 必要となるため)
  - (4) 転換実績 当初、ショートステイ居室の定員は20名であったが、平成13年に4名分を特養へ転換したことにより、現在、ショートステイの定員は16名となっている。
- 2 転換の条件(老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準第4条)【当要望に該当する部分のみ抜粋】

柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専門分科会が、介護サービスの提供に支障がないと判断し、必要と認める場合であって、次の各号に該当する場合に限り、転換を認めるものとする。

また、転換しようとする居室を運営する社会福祉法人は、適正 な施設等の運営を行っていること。

- (1) 設備等 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第46号 以下「設備基準」 という。) に適合するものであること。
- (2) 転換形態 次に掲げる形態を基本とする。
  - ア ユニット型以外の居室を転換する場合にあっては、居室単位での転換とし、居室の一部を転換するものでないこと。
- (3) 定員数 転換後の老人短期入所事業所の定員は,転換前の定員の50パーセント以上であって,施設の規模,需要の充足度等の実情に応じて必要と認めて場合を除き,原則として概ね10人を確保すること。
- (4) 転換数 原則として当該年度の介護保険事業計画に定められた,介護保険施設にかかる必要入所定員総数以内の数とする。
- 3 要望施設におけるショートステイの利用率 (稼働率)

年 度	稼動率	前年度比	
2 5 年度	8 4 . 2 %	_	
2 6 年度	78.0%	<b>▲</b> 6 . 2 %	
2 7 年度	64.8%	<b>▲</b> 1 3 . 2 %	

4 柏市におけるショートステイの利用率 (稼動率)

年 度	稼動率	前年度比
2 5 年度	98.0%	
2 6 年度	1 0 0 . 5 %	2.5%
27年度	7 5 . 2 %	<b>▲</b> 2 5 . 3 %

- 5 上記4の利用率 (稼働率) の算出根拠
- (1) 平成 2 5 年度 9 8 % (a÷b)
  - ・サービスの利用回数 68,620回(a)
  - ・定員総数 70,080回(b)

(192床(年度末)×365日)

- (2) 平成 2 6 年度 1 0 0 . 5 % (a÷b)
  - ・サービスの利用回数 73,331回(a)
  - ・定員総数 73,000回(b)

(200床(年度末)×365日)

· 床 数 增 = 大 津 川 八 幡 苑 8 床 (26.5)

- (3) 平成 2 7 年度 7 5 . 2 % (a÷b)
  - ・サービスの利用回数 72,455回(a)
  - ・定員総数

96,360回(b)

(264床(年度末)×365日)

- ・床数増=翔裕園 2 0床(27.2), 生活クラブ 2 4床(27.4) あおいの里 2 0床(27.7), かしわ安心館 1 0床 (27.3)
- ・床数減=柏きらりの風10床(27.4より休止)

## 6 転換規準への適否

規準の内容	要望内容	適否
柏市健康福祉審議会高齢者健康福祉専	法人の柏市健康福祉審議会	本日
門分科会が、介護サービスの提供に支障	高齢者健康福祉専門分科会	審議
がないと判断し、必要と認める場合	で諮る	
転換しようとする居室を運営する社会福祉	平成24年以降,行政処分,	0
法人は,適正な施設等の運営を行っている	改善命令及び改善勧告の実	
こと	績は無い	
特別養護老人ホームの設備及び運営に関	1人当たりの床面積	Δ
する基準(平成11年3月31日厚生省令第	10.65㎡/人×3人=31.95㎡	ただし、詳
46号 以下「設備基準」という。)に適合す	居室35.47㎡>規準31.95㎡	細は今後
るものであること。		確認
ユニット型以外の居室を転換する場合にあ	1居室を転換するもの	0
っては、居室単位での転換とし、居室の一		
部を転換するものでないこと。		
転換後の老人短期入所事業所の定員は、	当 初 20 床	0
転換前の定員の50パーセント以上であっ	平成13年 4床転換	
て、施設の規模、需要の充足度等の実情	今回 4床転換	
に応じて必要と認めて場合を除き、原則とし	合計 8床転換	
て概 ね10人 を確 保 すること	転換後の定員 12床	
	(対当初の定員数比:60%)	

## 7 議題

上記1の要望に基づく転換に当たり、上記2の転換の条件を満たしているか。

## 8 添付資料

- (1) 老人短期入所用居室の特別養護老人ホームへの転換基準
- (2) 老人短期入所用居室(ショートステイ)の特別養護老人ホーム への転換要望書(社会福祉法人 豊珠会)

以 上